

事 務 連 絡  
令和5年5月22日

居宅サービス事業者  
居宅介護支援事業者  
介護予防支援事業者 各位

西宮市法人指導課長  
西宮市高齢介護課長

### 新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡の廃止について

平素は、本市の介護保険事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課他連名事務連絡）（以下、「変更後通知」という。）が示され、本市においては、当該変更後通知の取扱いについて、「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」の適用について」（令和5年5月22日西宮市法人指導課他連名事務連絡）により、令和5年6月1日から適用することとしました。

これに伴い、西宮市において発出した下記の事務連絡については、令和5年5月31日限りで廃止いたします。

今後は、変更後通知その他国通知等に従い、ご対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 令和5年5月31日で廃止となる事務連絡

- ・ 緊急事態宣言解除後における介護保険サービス事業所（通所・短期入所等）の新型コロナウイルス感染防止対策の再徹底等について（令和2年5月28日西宮市法人指導課他連名事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス利用がなくなった場合の居宅介護支援費の請求に関する取り扱いについて（令和2年5月29日西宮市法人指導課他連名事務連絡）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス利用がなくなった場合の居宅介護支援費の請求に関する取り扱いについて」に係るQ&Aについて（令和2年6月5日西宮市法人指導課他連名事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いについて（令和2年6月26日西宮市法人指導課他連名事務連絡）

- ・ 新型コロナウイルスに伴う介護報酬の算定要件緩和に対する対応について（令和2年6月30日西宮市法人指導課他連名事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業所を臨時休業する場合の対応について（令和2年12月22日西宮市法人指導課事務連絡）

以上

**【問い合わせ先】**

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3082

西宮市 高齢介護課

電話：0798-35-3048